

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 6年 2月26日

事業所名 心きらきら児童デイサービス事業所

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		個別療育に関しては個室スペースを利用し、集団療育に関してはホール等を使用して療育を実施しています。	子どもの特性及び発達に応じた指導訓練室での療育が行えるようにしていきます。
	2 職員の配置数は適切である	○		専門性を有した職員を配置しています。(保育士、音楽療法士、言語聴覚士、公認心理師、教諭等)	療育に必要な専門職を確保し、継続的に福祉サービスの質を高めていきます。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		建物自体を子どもの目線で設計、建設してあります。階段やトイレなど手すり等設置しています。また、子どもが視覚的にわかりやすいように絵カードなどで配慮しています。Ipadにて療育場面を別室にて見て頂けます。	構造化を取り入れることで子どもが視覚的に取り入れやすい環境につなげていきます。不十分な所もあり改善を行っていきます。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		安全に安心して過ごす事ができるように遊べる空間を確保しています。感染症予防の為、手洗い、換気等の実施を引き続き行っています。	子どもたちがより心地よく過ごせる為に、玩具など子どもの様子に応じた工夫を行っていきます。感染症予防の為、玩具等については縮小させていただいております。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		定期的なミーティングや個別の話し合いを通して、全体の目標や取り組みの方向性を確認し評価をもとに改善に取り組んでいます。	職員が一体となって、教材の研究・工夫・支援の方向性など療育の質の向上を図る事ができるように取り組んでいきます。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者様の意見を伺えるようにアンケートを実施し、得られた結果を具体的な業務改善につなげています。	評価アンケートの結果から、より詳細な意見を聞けるかと思いますが、十分に周知されていないところがあります。今後とも業務改善につなげていきます。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		理事会、評議員会での審議を経て、ホームページにて公開させて頂いています。会報(ニュースレター)を2ヶ月に1回発行し事業所の取り組みや療育内容、身近な出来事等を紹介しています。	事業所の自己評価を公表していく事により事業運営の改善を図ることに努めていきたいと思えます。会報(ニュースレター)を利用者様の他に地域の自治会、近隣の幼稚園や保育園に配布し、理解促進に努めていきます。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		理事会、評議員会を経て幅広い見識のある方々からの意見を取り入れ、業務改善に取り組んでいます。	今後もより客観的な評価のあり方や外部の第三者評価の導入に努めていきます。地域とともにある事業所としての業務改善に繋げていきます。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		研修会の開催、事例検討会や新人研修会の実施、教材の研究等を開催しています。2ヶ月に1回、外部の支援者を対象とする研究会「心きら研」を開催しています。	職員の資質向上を図るための外部機関との研修会や講演会への参加等を実施します。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		相談支援事業所からの情報、公的機関での発達検査結果、事業所内での聞き取りなどをもとに、子どもの特性と実態に合わせた個別支援計画を作成しています。	利用者の在籍する園との関係者会議や連携会議などでの情報収集を図るなど、子どもに関する幅広い実態把握に努めます。専門用語に偏らないように留意し、保護者にわかりやすい言葉で児童発達支援計画を提示できるように心がけます。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		外部の公的機関で実施した発達検査や事業所内でのアセスメントツールによる実態把握に努めています。	評価したアセスメントツールをもとに今後の支援に繋げていくと共にアセスメントツールの見直しを行っていきます。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		標準化された発達検査の結果や保護者様からの聞き取り等総合的な見地から支援目標や支援計画をたて、児童発達支援計画の作成に努めています。地域支援においては、関係機関等との連携にも取り組んでいます。	相談支援事業所との連携による定期的なモニタリングに取り組みます。また、利用者様のニーズの変化に柔軟に対応するなど利用者様の実態に即した療育プログラムになるよう改善に取り組みます。さらに、在籍する 保育園、幼稚園などと連携し課題の共有に努めていきます。保護者様の求めに応じて、療育の様子を支援シートにまとめ園との連携として活用していきます。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		児童発達支援計画による療育プログラムを行うと共に、利用者様の成長やニーズの変化に柔軟に対応するなど利用者様の実態に合わせた療育プログラムになるように実施しています。	児童発達支援計画に沿った療育を実施する中で見立てなどが違った場合や目標、目的に差異が生じた場合は療育プログラムの見直しを行っていきます。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		個別療育では担当者、集団療育では各チームで療育プログラムの計画や立案をしています。	活動プログラムは各担当者や他職種職員と意見を出し合い各チームがプログラム化出来るように行っています。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		講演会や研修会、公認心理師などの専門職とのケース検討会を通して得られた気づきを療育内容や活動プログラムに反映しています。	子どもの興味、関心が引き出せるように子どもの発達特性に合わせた活動内容に変更していけるように考えていきます。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		見学・面談時、簡単なアセスメントを実施し子どもの実態を判断し、療育方針決定委員会での検討後、個別療育、集団療育へと繋げるなど子どもの発達特性に合わせた療育プログラムをたてながら、児童発達支援計画を作成しています。	子どもの発達に応じた療育を行う個別療育と子ども同士の関わりを育む集団療育の取り組みを考え行っています。
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		当日、朝のミーティングを行い支援の内容や役割分担について話し合っています。	その日行われる支援の内容や役割分担について職員間の情報共有ができるように心がけます。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		終了後に支援内容で気づいた点等の話し合いを行っています。	その日の支援の振り返りを行い、職員間で共有し、より良い療育支援に繋がれるように努めていきます。

	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		日々の療育の記録や支援内容を支援記録に記入し、子どもの状況を把握し、療育に繋がっています。	記録内容を定期的に見直し、次回の療育への改善に繋がられるよう努めています。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		相談支援事業所との連携による定期的なモニタリングを実施しています。	利用者様の成長やニーズの変化に柔軟に対応するなど、利用者様の実態に即した療育プログラムになるよう改善に取り組みます。また、在籍する保育園、幼稚園などと連携し課題の共有を行い児童発達支援計画の見直しを行います。
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		担当者が事前に児童についての振り返りを行い療育情報を提供しています。	担当者が会議に参加し、子どもの特性に応じた支援に繋がられるようにしていきます。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		子育て支援等の関係者や関係機関と気になった点や保護者の意向など報告し交流を図っています。	地元の子育て支援の機関や、外国籍の発達特性のある子どもの支援機関などとも連携し地域における支援ネットワークの構築に努めています。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		利用者様の在籍する保育所等との連絡連携に努め、適切な支援につながるよう見学や相談支援を実施しています。	必要に応じ、園等と情報交換を行い情報提供ができるような体制作りを心がけていきます。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		利用者様の在籍する保育所等との連絡連携に努め、適切な支援につながるよう努めています。また、就学時には、学校での発達特性の理解に繋げる「就学支援シート」を作成するなど切れ目のない支援に努めています。	必要に応じ園側との情報交換を行い、情報提供ができるような体制作りを心がけていきます。また、発達障がい起因する不登校や行きしぶりの子どもの支援、発達特性のある外国籍の子どもの支援などについても、事例を重ねることで関係強化に努めています。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		主に研修事業を通して、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携しています。	自治体による地域包括支援や地域支援ネットワークの構築などの参画メンバーとして連携を深めています。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○			地域にある保育園や幼稚園等と今後連携をとれるように体制作りを努めていきたいと思っております。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○			地域の子育て会議への参加を目標とし改善課題とさせていただきます。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		療育の機会に保護者様との懇談の時間を設定し子どもの状態や課題、療育内容や家庭での関わりなどについて意見交換し共通理解をもとに支援につなげています。	療育内容をわかりやすく伝え課題への共通理解として認識できるように行っています。
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		療育の機会に保護者様との懇談の時間を設定し子どもの状態や課題、療育内容や家庭での関わりなどについて意見交換し共通理解をもとに支援につなげています。支援の方向性や工夫点など伝達できるようにしています。	お子様の発達や課題について保護者様と共有する事で子どもの育ちを支える力や環境を整える等の支援に対応できるよう家族支援プログラムの支援についての研修体制を整えていきます。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		利用開始時に説明を行っています。随時質問をしていただけます。	不明確な部分がないように説明の仕方や内容を工夫をしていきます。説明でわかりにくかった点やご不明な点などは随時管理者までお申し付け下さい。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		児童発達支援計画について、療育担当者から支援のねらいや目標、支援内容を理解しやすいように具体的に説明しています。支援計画の複写をお持ちいただいています。	専門用語を少なくし、より具体的な目標や支援内容を組み込んでいけるように継続して改善課題としていきます。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		保護者様からの相談や就学移行時には専門的な助言を行い、支援に努めています。	保護者様からの相談に応じ、日常の話から悩みが引き出せるようにしています。継続的に相談できるように努めています。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		保護者会は年2回開催しています。そこで同じ悩みを持つ保護者様同士の交流を支援しています。今年、小学校の就学に合わせた保護者会を開催しました。先輩お母さんの体験談や成長されたお子様の様子等を聞かせていただきました。又、保護者様の勉強会、分かち合いの会「やまびこ会」を奇数月の第三土曜日に開催しています。	保護者同士の連携を支援できる機会をサポートしていきます。保護者会などでの話をしてくれる保護者様を中心に活動の活性化を行っていきたく思います。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		相談や苦情、要望などの申し入れには規則に沿って傾聴に徹し、迅速丁寧かつ真摯に対応することとしています。第三者委員会を設置し、対応できるようにしております。	相談や苦情、要望等の申し入れがあった際は迅速に対応しミーティングなどで議題として挙げさせて頂き対応策や検討課題とし情報共有として認識できるようにしていきます。また、解決が困難な場合には、第三者委員会を設置し、対応することとします。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		会報(ニュースレター)を2ヶ月に1回発行しています。ホームページでも見ることが出来るようにしています。活動報告書は掲示板に掲載しております。	ホームページやニュースレターを通して情報発信できるようにしていきます。

	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○	個人情報に関する書類の管理は徹底して行っています。	個人名などが記載されたものに関してはシュレッダー処分させていただいております。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	ホームページでの発信や会報(ニュースレター)の配布に加え、受付の際に積極的に言葉がけするなど、話題の提供や情報の伝達に努めています。	保護者様と情報共有や状態把握ができるように努めていきます。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	地域の皆様との”ふれあい会”を土曜日に活動しているグループの発表会として開催し、当事業所の活動等を見て頂く機会となりました。	今年度も感染症に留意した企画となりました。今後も音楽祭やイベント等を計画していきたいと思っております。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○	各業務計画やマニュアルを策定し発生を想定した訓練を定期的に行なっています。感染防止対策に保護者様と一緒に取り組んでいます。	利用児童や保護者様も含めた訓練を地域と連携して実施できればと考えています。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	年2回防火、地震の避難訓練を含め必要な訓練を行なっています。防災頭巾を整備しました。	訓練は対応方針について理解し、設定された役割を実行できるよう見直しを行いながら訓練を実施していきたいと考えています。洪水想定訓練にも取り組んでいます。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○	服薬状況、てんかん発作等の状況は事前にプロフィールに記載して頂いています。	服薬コントロールをしているお子様に関しましては服薬状況を保護者様と情報共有し、状態変化の把握に努めていきます。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	アレルギー状況の確認は事前の聞き取りを行い、適切に対応できるよう努めています。	指示書の確認やアレルギーへの対応方法を保護者様へ確認し、対応策の検討を事前にできるように継続した課題としていきます。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	ヒヤリハットの発生時には、事業所内で報告書を作成し、情報の共有を図り、再発防止に努めています。	今後とも、日頃の療育でのヒヤリハットの気づきを大切に、職員一人ひとりがヒヤリハット事例に向き合えるように安心安全第一に取り組むよう努めていきます。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	研修会などへの参加や全体ミーティングの場でどういった事が虐待となるのか、虐待の定義などについての認識が持てるよう図っています。	外部の研修会などにも参加し、今後とも職員全員の見識を深めていきたいと考えていきます。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○	基本的に身体拘束は禁止している。安全面上で確認必須の条件となり得るため、事前に保護者様への確認を行います。	身体拘束についての研修会や委員会の開催などを通して共通意識として取り組むように努めていきます。自傷他害の恐れがあり、身体拘束の必要性がある場合において保護者様との確認を行い、必要性がある場合、同意書を作成し保護者様のご理解、ご協力が得られるようにしていきます。